

SBI証券

外国株式取引に関する説明書

外国株式取引に関する説明書 目次

I 外国株式取引概要	1
1 SBI証券の外国株式の特徴	
2 外国株式取引の開始について	
(1) 取引開始基準	
(2) 提出書類	
(3) 取引開始までの流れ	
3 外国株式取引における注意事項	
1 リスクについて	
2 諸通知	
3 その他の注意事項	
4 総合取引約款の適用	
5 外国株式取引に関する説明書の変更	
II 外国株式の受渡代金の決済方法について	3
(1)外貨決済	
(2)円貨決済	
III 米国株式取引	4
(1)取引までの順序	
(2)取扱銘柄	
(3)取引方法	
(4)手数料	
(5)注文受付時間・約定日・受渡日	
(6)コーポレートアクションについて	
(7)ADR について	
(8)上場廃止について	
(9)移管・入出庫	
(10)税金	
(11)取引のご注意	
IV 中国株式取引	8
(1)取引までの順序	
(2)取扱銘柄	
(3)取引方法	
(4)手数料	
(5)取引ルール	
(6)注文受付時間・約定日・受渡日	
(7)コーポレートアクションについて	
(8)HDR について	
(9)上場廃止について	
(10)臨時の売買停止について	
(11)移管・入出庫	
(12)税金	
V 韓国株式取引	15
(1)取引までの順序	
(2)取扱銘柄	
(3)取引方法	
(4)手数料	
(5)取引時間等	

- (6)注文受付時間・約定日・受渡日
- (7)コーポレートアクションについて
- (8)KDR について
- (9)上場廃止について
- (10)移管・入出庫
- (11)税金

VI ロシア株式取引 18

- (1)取引までの順序
- (2)取扱銘柄
- (3)取引方法
- (4)手数料
- (5)注文受付時間・約定日・受渡日
- (6)コーポレートアクションについて
- (7)上場廃止について
- (8)移管・入出庫
- (9)税金
- (10)取引のご注意

VII ベトナム株式取引 21

- (1)取引までの順序
- (2)取扱銘柄
- (3)取引方法
- (4)手数料
- (5)注文受付時間・約定日・受渡日
- (6)コーポレートアクションについて
- (7)上場廃止について
- (8)移管・入出庫
- (9)税金
- (10)取引のご注意

VIII インドネシア株式取引 24

- (1)取引までの順序
- (2)取扱銘柄
- (3)取引方法
- (4)手数料
- (5)取引ルール
- (6)取引時間等
- (7)注文受付時間・約定日・受渡日
- (8)コーポレートアクションについて
- (9)上場廃止について
- (10)臨時の売買停止について
- (11)移管・入出庫
- (12)税金

IX シンガポール株式取引 27

- (1)取引までの順序
- (2)取扱銘柄
- (3)取引方法
- (4)手数料
- (5)取引ルール
- (6)取引時間等

- (7)注文受付時間・約定日・受渡日
- (8)コーポレートアクションについて
- (9)上場廃止について
- (10)移管・入出庫
- (11)税金

X タイ株式取引 30

- (1)取引までの順序
- (2)取扱銘柄
- (3)取引方法
- (4)手数料
- (5)取引時間等
- (6)注文受付時間・約定日・受渡日
- (7)コーポレートアクションについて
- (8)上場廃止について
- (9)移管・入出庫
- (10)税金

XI マレーシア株式取引 33

- (1)取引までの順序
- (2)取扱銘柄
- (3)取引方法
- (4)手数料
- (5)取引時間等
- (6)注文受付時間・約定日・受渡日
- (7)コーポレートアクションについて
- (8)上場廃止について
- (9)移管・入出庫
- (10)税金

外国株式取引に関する説明書

(インターネット取引)お取引にあたっては、本説明書を十分ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様自身の判断と責任において行なっていただくようお願いいたします。

I 外国株式取引概要

1 SBI証券の外国株式取引の特徴

当社が提供する外国株式取引[※]は、インターネット技術を活用して日本と海外の株式市場を接続し、海外市場における取引時間中、つまりマーケットのオープンからクローズまでリアルタイムで株式の取引(ロシア株式、及びベトナム株式を除く)を行なうことが可能です。

(注)上場投資信託(ETF)の取引を含みます。なお本書の内容は、株数について説明した箇所は口数と、配当金について説明した箇所は分配金とそれぞれ読み替えてETFの取引に適用されるものいたします。

当社では、米国ニューヨーク証券取引所(NYSE、NYSE Arca 及び NYSE MKT)、ナスダック(NASDAQ)、香港証券取引所メインボード及び GEM、韓国取引所(KRX)、モスクワ取引所(MICEX-RTS)、ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)、インドネシア証券取引所(IDX)、シンガポール証券取引所(SGX)、タイ証券取引所(SET)、マレーシア証券取引所(BM)にそれぞれ上場している銘柄のうち、当社が任意に選択した銘柄の取引が可能です。

当社は、取引銘柄の選択にあたって、各国において代表的な銘柄、及び日本で知名度が比較的高い銘柄を中心に選定しています。今後はお客様のリクエストを勘案しながら、銘柄を追加していく予定です。当社で取引可能な銘柄につきましては、随時当社ウェブサイトに表示しております。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

お取引は前金制です。決済方法は現地通貨による「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」をお選びいただけます。(ベトナム株式及びインドネシア株式は現地通貨による「外貨決済」のみとなります。)

「円貨決済」による買い注文を発注される際には、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。ご注文発注時に、日本円の買付余力から概算受渡金額を拘束いたします。

「外貨決済」による買い注文を発注される際は、事前に当社にて為替取引を行なっていただき、現地通貨で当該発注額に相当する額の預り金をご用意ください。

2 外国株式取引の開始について

(1) 取引開始基準

当社の外国株式取引は、インターネット取引サービスを利用されているお客様を対象とさせていただきます。

※ 米国籍、グリーンカード(米国永住権)保有、米国居住のお客様につきましては、お取引いただけません。

(2) 取引開始までの流れ

外国株式取引の開始にあたり、次のお手続きが必要になります。

1. 当社に口座を開設されていないお客様は、はじめに口座の開設をお願いいたします。(当社ウェブサイトのトップページにある口座開設画面からお申込みができます)
2. 本説明書及び「為替取引に関する説明書」をご精読いただき、ご理解ご承諾のうえ、当社ウェブサイトへログイン後の「外国株式取引の口座開設はこちら」ボタンよりお申込みください。
3. お客様のお申込内容を審査後、お客様のメッセージボックス(重要なお知らせ)に、「外国株式取引(及び付随する為替取引)開始手続」完了のお知らせを配信いたします。
4. 上記「重要なお知らせ」をご確認いただきますと、外国株式取引(及び為替取引)がお取引いただける

ようになります。

<留意事項>

※審査の結果、書面によるお申込みが必要なお客様には、お申込翌営業日にその旨を「メッセージボックス」へお知らせするとともに、外国株式取引の開設に必要な書類をお客様宛てに郵送いたします。書類が到着いたしましたら、ご記入・捺印のうえ、必要書類をご返送ください。当社に書類到着後 3 営業日程度で外国株式取引口座を開設し、当社より「メッセージボックス」へお知らせいたします。(外国株式取引につきましては、「重要なお知らせ」確認後に、お取引いただけるようになります。)

【提出書類】

・「告知書」

3 外国株式取引における注意事項

1. リスクについて

- (a) 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- (b) 上場投資信託(ETF)は、連動する指数等の変動により価格が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- (c) 為替相場の変動により損失を被ることがあります。
- (d) 外国証券は、さまざまな国の発行体によって発行されます。したがって当該国の政治・経済・社会情勢等により大きな影響を受けます。また現地規制の変更等による通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、様々なカントリーリスクが存在いたします。

2. 諸通知

外国証券取引口座約款の定めにかかわらず、寄託に係る外国証券についての諸通知は、届出住所宛ての送付に代え、当社ウェブサイト上への掲載等、電子媒体による方法等により行なうことがあります。

3. その他の注意事項

- (a) 為替取引は、「為替取引に関する説明書」に定める範囲でお取引が可能です。外貨決済での外国株式取引の売却代金により他国の外国株式を買付ける場合は、為替取引により、売却代金を一旦円に換金し、当該国の通貨に換金する必要がありますので、それぞれの為替取引において手数料が発生します。したがって、換金に係る手数料相当額は直接外国通貨間で換金する場合に比べて一般的に大きくなります。また、一旦円に換金した後、再度外貨に換金する際は、次回以降の為替取引をご利用いただく必要がありますので、一定の日数がかかります。
- (b) 外国株式取引により購入された外国株式は、原則として信用取引の委託保証金代用有価証券とはなりません。

4. 総合取引約款等の適用

外国株式取引は、本説明書の他、「総合取引約款」、「証券総合サービス取扱規程」、「インターネット取引取扱規程」、「外国証券取引口座約款」及び「為替取引に関する説明書」等によるものとします。

5. 外国株式取引に関する説明書(本説明書)の変更

- (a) 本説明書は、法令の制定・変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- (b) 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取り扱います。
- (c) 前(b)の通知は、お客様のメッセージボックスへの配信による方法により行なうことができるものとします。
- (d) 前(b)の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイト上の掲示による

方法により行なうことができるものとします。

II 外国株式取引の受渡代金の決済方法について

お取引は前金制です。外国株式取引の受渡代金の決済方法は、現地通貨による「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」をお選びいただけます。(ベトナム株式取引及びインドネシア株式取引は現地通貨による「外貨決済」のみ。)

(1) 外貨決済

「外貨決済」による買い注文を発注される際には、事前に当社にて為替取引を行なっていただき、現地通貨で当該発注額に相当する額の預り金をご用意ください。現地通貨の買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※ 現地通貨での入出金は、お取り扱いできません。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

(2) 円貨決済

「円貨決済」による買い注文を発注される際は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。ご注文発注時に、日本円の買付余力から概算受渡金額(円貨)を拘束させていただきます。なお、「期間指定」注文においては、繰越時に概算受渡金額(円貨)が再計算されます。参考レートの変動により拘束させていただく金額に不足が発生した場合は、当該注文は繰越されず失効となります。「期間指定」による買い注文発注の際は、余裕を持った資金のお預入れをお願いいたします。

※ 概算受渡金額(円貨)には、為替レートの変動による不足金が発生しないよう、各通貨の直近の参考レート(対円レート)に通貨ごとに定めたレート[米ドル・香港ドル・ロシアルーブル・シンガポールドル・タイバーツ・マレーシアリングgitは 105%、韓国ウォンは 110%]を上乗せして算出いたします。実際の受渡金額とは異なりますので、ご注意ください。なお、上乗せするレートは、為替の変動状況などを考慮のうえ、当社の独自の判断により変更することがあります。

※ 各通貨の直近の参考レートとは、シンガポールドルは直前の日本時間午前 9:30、米ドル・香港ドル・マレーシアリングgitは直前の日本時間午前 10:00、韓国ウォン・ロシアルーブルは直前の日本時間午前 10:30、タイバーツは直前の日本時間午前 11:30 の当社適用為替レートとなります。

※ 為替相場が大きく変動した場合、不足金が発生することがございます。不足金が発生した場合には受渡日までにご入金ください。

➤ 約定後の受渡金額(円貨)の算出について

円貨決済ご選択の場合、現地約定日の翌国内営業日[シンガポールドルは日本時間午前 9:30、米ドル・香港ドル・マレーシアリングgitは日本時間午前 10:00、韓国ウォン・ロシアルーブルは日本時間午前 10:30、タイバーツは日本時間午前 11:30]に当社が決定した為替レートを基に受渡代金(円貨)を算出いたします。

※ 当社適用為替レート(買付レート・売付レート)には、為替スプレッドが含まれております。

なお為替スプレッドは、為替の変動状況などを考慮のうえ、当社の独自の判断により変更することがあります。

➤ 日本円の買付余力への反映タイミングについて

約定後、日本円の買付余力に反映するのは、現地約定日の翌国内営業日の受渡金額(円貨)算出後、日本時間午前 11:30 頃となります。(タイ株式は午後 12:30 頃)

現地約定時点では日本円の買付余力に反映いたしませんので、当該買付余力を基にご注文を発注される際はご留意願います。

➤ その他留意事項

※ ご注文を発注した時点では当社適用為替レートは確定されません。

※ ご購入された外国株式に配当金等が発生した場合の受取通貨は現地通貨となります。

※ 当社の事由により、円貨決済注文を受け付けできない場合がございます。

Ⅲ 米国株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

外貨決済・円貨決済のどちらも、買付余力の範囲内での注文が可能です。

「外貨決済」による買い注文は、米ドルの買付余力の範囲においてご注文いただけます。事前に当社にて別途為替取引を行なっていただき、米国株式取引に必要な預り金(米ドル)をご用意ください。

「円貨決済」による買い注文は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※ 米ドルでの入出金は、お取り扱いできません。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

1. ログイン後の、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】ボタンをご選択ください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。(こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。)
2. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の注文入力画面へと進み、【米国】をご選択ください。
3. 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合には米ドルの買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円買付余力の範囲においてご注文いただけます。
※ 米ドルの残高(預り金)は金利がつきません。
※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、ニューヨーク証券取引所(NYSE、NYSE Arca 及び NYSE MKT)、ナスダック(NASDAQ)に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「米国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日中もしくは期間指定 期間指定の有効期間は発注日を含めて最長 7 現地営業日まで指定することができます。
取引単位	1 株以上、1 株単位 1注文の上限数量(当社):250,000 株 1注文の上限金額(取次先):2,000 万ドル
呼値	1 セント単位
決済方法	米ドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」 ※前金制
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日午前 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 米国の市場では日本の市場と異なり、個別銘柄ごとのストップ高、ストップ安がありません。したがって成行注文の場合、現在値と著しく異なる値段で約定する可能性があることから当社では成行注文を受け付けておりません。

※ モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

(4)手数料

米国株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。

(5)注文受付時間・約定日・受渡日

米国市場取引時間中は、リアルタイムでお取引が可能です。ご注文の受け付けは一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定した米国営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して4営業日目を受渡日とします。

※当社の米国株式取引は、お客様からのご注文を、現地証券会社を通じて、米国の各金融商品取引所や、ECN(電子証券取引ネットワーク)と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行します。そのため、株式が上場している市場以外に発注されることもございますので、あらかじめご了承ください。

※配当等の権利付最終日をまたぐ「期間指定」注文を承ることはできません。権利付与が急に決定、あるいは公表された場合など、当社の定める事項に該当した際には、有効期間中のご注文であっても、原則権利付最終日をもってご注文を失効させていただきます。

※円貨決済のご注文において、米国市場の休場等により国内受渡日が米国注文日から起算して5営業日を超える日を指定する期間指定注文は、当社事由により受け付けられません。

※年末年始、ゴールデンウィーク近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、米国営業日に該当していても米国株の取り扱いを行わない場合がございます。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます。また、注文受注後であっても、取引所・取次先等の事由により失効される場合もございます。なお、1注文の上限数量は250,000株(当社)、同上限金額は2,000万ドル(取次先)となります。

(6)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理いたします。ただし、米国の有価証券市場における売買単元未満の株式は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(7)ADRについて

- (a) 当社ではADRから現物株への交換、現物株の引出しはできません。
- (b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当のADRに対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(8)上場廃止について

- (a) 米国株式、ADRに関わらず当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (b) 上場廃止となった場合、アメリカ現地において、ケースによってはトランスファー・エージェントにおける記帳が凍結されることがございます。当社におきましては取扱銘柄の上場廃止、破産等がアメリカ現地で発表された場合、状況により移管について制限を設けさせていただくことがござい

す。

- (c) ニューヨーク証券取引所(NYSE、NYSE Arca 及び NYSE MKT)、ナスダック(NASDAQ)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただく場合がございます。

(9)移管・入出庫

当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管が可能です。ただし、本券の入出庫は行なっておりません。

当社への米国株の移管をご希望される場合は、以下の手続きを行なってください。

- ① コールセンターにご連絡いただき、「外国証券 証券会社間移管申込書」をご請求ください。
 - ② 当社より郵送された「外国証券 証券会社間移管申込書」に必要な事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。
 - ③ 当社に同申込書が届き次第、当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとおお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。
- ※ お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行なっておりません。
- ※ 当社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかかりの日数を要する場合がございます。
- ※ 取扱銘柄の上場廃止・破産等がアメリカ現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせていただく場合がございます。
- ※ 上記コールセンターでのお手続きの他に、WEB サイトから、「外国証券 証券会社間移管申込書」の PDF ファイルをセルフ印刷のうえ、お手続きいただくことも可能です。

(10)税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。また、お客様は米国においては非居住者となるため、原則として米国における譲渡益に対する課税対象とはなりません。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートを用いて計算を行うことができます。

※当社では特定口座の対象となりません。

(b) 配当に関わる税金

米国株式の配当に対する米国での課税は租税条約により 10%に定められています。ただし、企業の登記国や業態によって異なる税率が課せられる場合があります。ADR については発行会社の母国で源泉徴収され、米国での課税はありません。なお税率はそれら母国と日本の間で結ばれた租税条約によります。

海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートを用います。

(11)取引のご注意

米国株式取引においてはニューヨーク証券取引所規則 (New York Stock Exchange Constitution and

Rules)及び全米証券業者規則 (NASD Rules)に基づき、個別の取引及び結果報告について誤りがあつたと取引所等が判断若しくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。また約定自体が取り消されることがあります。

また、一旦「不出来(失効)」の報告を取引所等より受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされること、またはそれ以外の調整・修正が行われることもございます。

上記の事後的な調整・修正等が行なわれた場合は、当社外貨建商品取引サイトの注文照会タブ押下後の注文照会(取消・訂正) > 米国株式の画面上の「約定取消確認」にて表示いたします。

IV 中国株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

外貨決済・円貨決済のどちらも、買付余力の範囲内での注文が可能です。

「外貨決済」による買い注文は、香港ドルの買付余力の範囲においてご注文いただけます。事前に当社にて別途為替取引を行なっていただき、中国株式取引に必要な預り金(香港ドル)をご用意ください。

「円貨決済」による買い注文は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※ 香港ドルでの入出金は、お取り扱いできません。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

1. ログイン後、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】をご選択ください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。(こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。)
2. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の注文入力画面へと進み、【中国】をご選択ください。
3. 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合には香港ドルの買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円買付余力の範囲においてご注文いただけます。
※ 香港ドルの残高(預り金)には金利がつきません。
※ 一般に為替差益は個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、香港証券取引所メインボード、GEM に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。

当社ウェブサイト「中国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日中のみ
取引単位	各銘柄に定められた売買単位 売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1 注文の上限数量:3,000 単位
呼値	株価によって異なります。 当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	香港ドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」 ※前金制
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日午前 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 香港市場では 成行注文の場合、現在値と著しく異なる値段で約定する可能性があることから当社では成行注文を受け付けておりません。

※ モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

(4)手数料

中国株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。なお、中国株式においては配当金等の受領時においても手数料が発生いたします。また、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料を適用させていただく場合がございます。

(5)取引ルール

香港証券取引所においては、いくつかの指値注文方式がありますが、指値注文における指値の範囲は、香港証券取引所の定めるアルゴリズム(計算手順)により決定される基準値を基準として定められます。当社の中国株取引では、次に示す指値注文方式のみを採用しています。プレオープニングセッションにおいては ALO(At Auction Limit Order)と呼称される注文形態を採用し、通常取引時間中は ELO(Enhanced Limit Order)と呼称される注文形態のみを採用しております。その他の注文形態は採用しておりません。

(a)プレオープニングセッション(現地時間 9:00~9:30)

プレオープニングセッションは、公平な前場寄付値を形成するため日本の板寄せに似た機能を持ちます。当社では ALO 形態の指値注文のみを受け付けます。

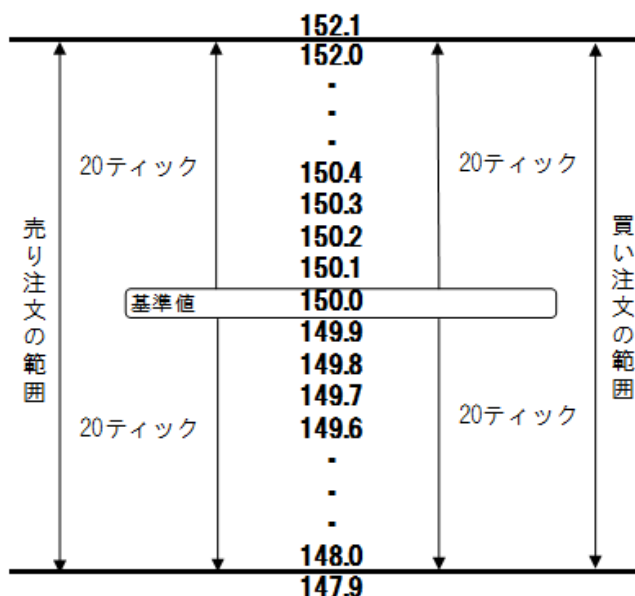
指値できる価格範囲は、同セッション開始までは前営業日の終値(クロージングプライス)を基準値として、開始後は香港証券取引所によってリアルタイムで更新される均衡価格(IEP)を基準値として、上限は基準値から高いほうに 20 ティックまで、下限は基準値から低いほうに 20 ティックまでとなります。同範囲を越えた指値注文は香港取引所に受け付けられず、失効します。

なお、同セッション中に受け付けられたが約定されなかった ALO による注文は通常の指値注文(Limit Order)として、現地時間 9:30 からの通常取引時間帯に引継がれます。

※ティックとはマーケットにおける株価変動の最小単位のことです。

《At Auction Limit Order》

例) 前日引値が@150.0 だった場合



買い指値注文の指値可能範囲は@148.0~@152.0

売り指値注文の指値可能範囲は@148.0~@152.0

プレオープニングセッションは以下の時間帯により構成されます。

(時間は現地時間)

□9:00~9:15 オーダー入力期間

At Auction Order と At Auction Limit Order が入力可能。(注)

取引所システム内で注文が常に集約・更新され、指値変更・注文取消しができる。

取引所の定めるアルゴリズムによって IEP が常に更新され表示される。

□9:15~9:20 プレオーダーマッチング期間

At Auction Order のみ入力可能(注)。取引所の定めるアルゴリズムによって IEP が更新され表示される。しかし、IEP の急変を避けるため注文訂正・取消は不可。

- 9:20～9:28 オーダーマッチングピリオド
注文入力・注文訂正・取消は不可。
最終 IEP を決定する時間帯。注文方式(At Auction Order に優先権)、指値、
時間がこの順番に優先される原則に基づき、最終 IEP で“板寄せ”が行われる。
- 9:28～9:30 ブロッキングピリオド(休憩の時間)
(注)当社では、At Auction Order は受け付けておりません。

(b)通常取引時間帯(現地時間:前場 9:30～12:00、後場 13:00～16:00)

ALO の受け付けが終了する現地時間 9:15 から、昼休み中(現地時間 12:00～13:00)を含め、大引けまで、当社では ELO 形態の指値注文を受け付けます。

ELO においても、指値できる価格範囲が定められております。詳しくは当社のウェブサイトにてご確認ください。

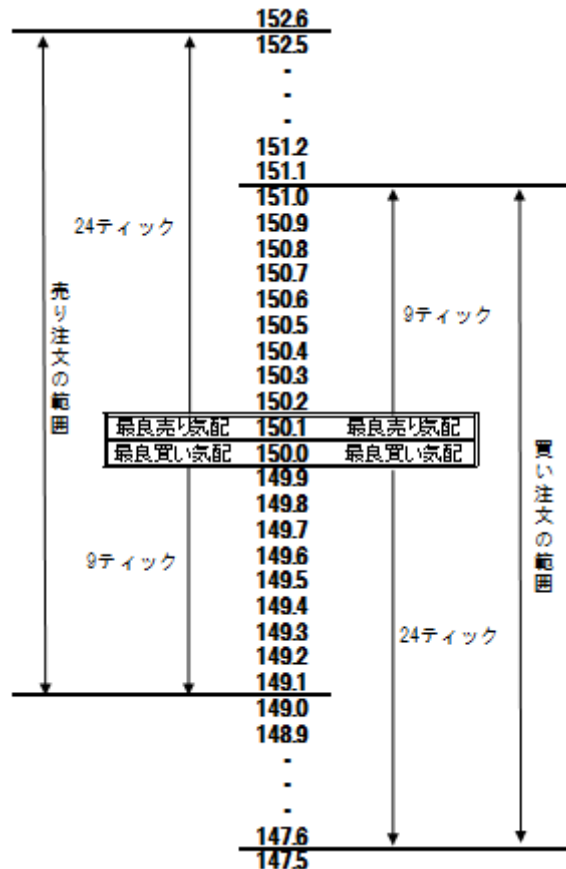
ここで ELO で指値できる価格範囲の一例をあげますと

- 買い指値の上限は最良売り気配の9ティック上まで。下限は最良買い気配の24ティック下まで。
- 売り指値の下限は最良買い気配の9ティック下まで。上限は最良売り気配の24ティック上まで。

上記範囲を越えた指値注文は香港証券取引所に受け付けられず、失効します。ただし、一旦取引所に受け付けられた指値注文は、その後、基準価格が変動して上記価格範囲から乖離しても当日中は有効となり、通常の指値注文(Limit Order)として市場に残ります。

《Enhanced Limit Order》

例) 最良売り気配が@150.1 最良買い気配が@150.0 だった場合
(すべての呼び値に指値注文がある場合)



買い注文の指値可能範囲は@147.6～@151.0
売り注文の指値可能範囲は@149.1～@152.5

【留意事項(Limit Order 注文の指値訂正注文について)】

未約定の指値注文(Limit Order)に対して指値訂正される場合においても、指値訂正できる価格範囲が定められております。

ここで指値訂正できる価格範囲の一例をあげますと

■ 買い指値訂正の上限は最良売り気配まで。下限は最良売り気配の 24 ティック下まで。

■ 売り指値訂正の下限は最良買い気配まで。上限は最良買い気配の 24 ティック上まで。

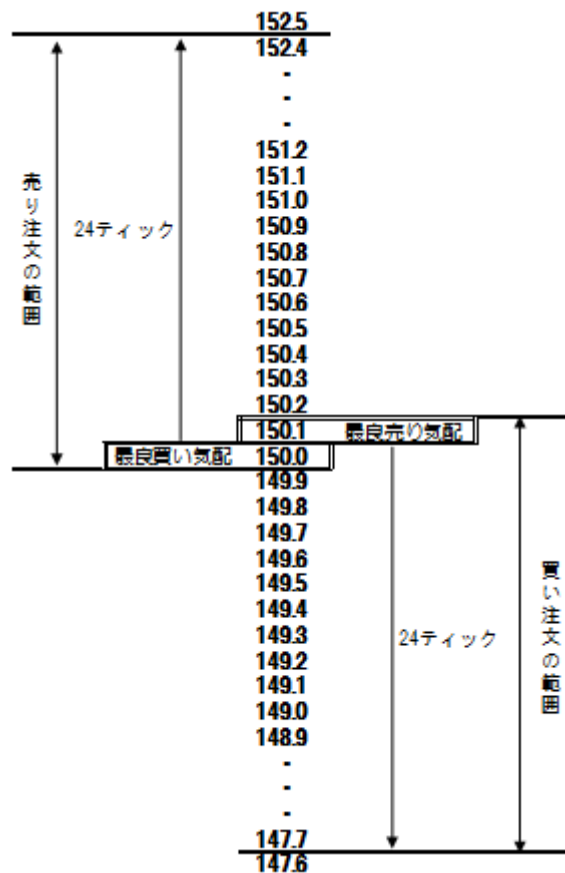
となります。

上記範囲を越えた指値訂正注文は香港証券取引所に受け付けられず、失効します。

(なお、当社では指値注文 (Limit Order) による新規注文は受け付けておりません)

《Limit Order》

例) 最良売り気配が@150.1 最良買い気配が@150.0 だった場合
(すべての呼び値に指値注文がある場合)



買い指値訂正注文の指値可能範囲は@147.7～@150.1

売り指値訂正注文の指値可能範囲は@150.0～@152.4

- (c)プレオープニングセッション開始から通常取引時間帯(後場)が終了するまでのご注文につきましては、当社ではすべてのご注文を受け付け、自動的に香港証券取引所に発注いたします。しかし、上記(a)(b)に定められた発注可能な価格範囲を超えたご注文であった場合、香港証券取引所に受け付けられず、注文は失効します。発注後は注文照会(取消・訂正)画面を必ずご確認ください。

(6)注文受付時間・約定日・受渡日

香港証券取引所取引時間中(プレオープニングセッション(のうち、現地時間午前9時20分以前)を含む)は、リアルタイムでのお取引となります。香港証券取引所及び当社システムの制約により、下記に示す通りお客様のご注文が制約される時間帯があります。

※当社では引け間際の注文による混乱を避けるため、下記の通り1分前に香港への送信を停止しております。

時間(香港時間)	香港取引所受付			SBI証券受付			ご注意事項
	売買	取消	訂正	売買	取消	訂正	
8:30～9:00	×	×	×	ALO	×	×	
9:00～9:14 オーダーインプットピリオド	ALO AO	○	×	ALO	○	○	
9:14～9:15 オーダーインプットピリオド	ALO AO	○	×	ELO (注1)	○ (注2)	○ (注2)	(注1) 取引所へは9:30以降に発注されます。取引所にて受け付けられない注文は、9:30以降に失効されます。 (注2) 9:14までの売買注文の取消・訂正は、香港取引所の受付時間9:30以降に取引所へ発注されますので、取消・訂正が間に合わない場合があります。訂正は取引所に受け付けられるまで次の訂正ができません。
9:15～9:20 プレオーダーマッチングピリオド	AO	×	×				
9:20～9:28 オーダーマッチングピリオド	×	×	×				
9:28～9:30 ブロッキングピリオド	×	×	×				
9:30～11:59 通常取引時間(前場)	○	○	○	ELO	○	○	
11:59～12:00 通常取引時間(前場)				ELO (注3)	○	○ (注4)	(注3) 取引所へは13:00以降に発注されます。取引所にて受け付けられない注文は、13:00以降に失効されます。 (注4)
12:00～12:30 昼休み	×	×	×		○ (注5)	○ (注5)	11:59までの売買注文の訂正は、香港取引所の受付時間13:00以降に取引所へ発注されますので、訂正が間に合わない場合があります。訂正は取引所に受け付けられるまで次の訂正ができません。 (注5)
12:30～13:00 昼休み	×	○	×		×	×	11:59までの売買注文に対する取消・訂正注文のみ受け付け可能です。なお、訂正は13:00以降に取引所へ発注されますので、訂正が間に合わない場合があります。訂正は取引所に受け付けられるまで次の訂正ができません。 (注6) 11:59以降の売買注文に対する取消・訂正注文は、受け付けできません。
13:00～16:00 通常取引時間(後場)	○	○	○	ELO	○	○	
16:00～18:30頃	×	×	×	×	×	×	
18:30頃～ 翌営業日8:30	×	×	×	ALO	○	○	

香港証券取引所ではプレオープニングセッションを含む各セッション開始と同時に新規注文を受け付けいたします。(取引開始前の受け付けはございません。)昼休み時間中等に発注された注文に対する取引所からの受付結果通知は、取引開始と同時に、または取引開始以降となりますので、注文の確認が遅れ、訂正注文が間に合わない、または取消が間に合わず約定するような事態が想定されます。

当社の国内約定日は、お客様のご注文が約定した香港営業日の翌国内営業日とします。
また、受渡日は、国内約定日から起算して3営業日目を受渡日といたします。

年末年始、ゴールデンウィーク、旧正月の近辺など現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、香港営業日に該当していても中国株の取り扱いを行わないことがございます。その際は当社ウェブサイトで事前に告知いたします。

当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます。

(7)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、香港の有価証券市場における売買単元未満の株式は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 香港では株式分割、株式併合を行った銘柄の売買は、権利落ち日から当面の間、仮コードによって実施されます。この処置に伴い、お客様の保有株式は一旦出庫され分割後の株数が仮コードにより入庫されます。入庫後は仮コードにより売買が可能となります。また、元コードでの売買が再開された場合には、お客様の保有株式はすべて元コードに変更します。取引所においては、当面の間、元コードと仮コードでの売買が存在しますが、当社においては、元コードでの売買のみをお取り扱いさせていただきます。なお、コードの変更処理等に伴い、当社が独自に売買を制限させていただくことがあります。
- (e) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (f) 外国証券に関し、前(a)～(c)及び(e)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (g) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(8)HDR について

- (a) 当社では HDR から現物株への交換、現物株の引出しはできません。
- (b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の HDR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(9)上場廃止について

- (a) 中国株式、HDRに関わらず当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。またこの場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (b) 当社におきましては取扱銘柄の上場廃止、破産等が現地で発表された場合、状況により移管について制限を設けさせていただくことがございます。

(10)臨時の売買停止について

- (a) 香港では重要事項発表の控えた企業の株式などを香港証券取引所が一時的に売買停止とすることがございます。その他当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただくことがあります。
- (b) 香港では台風の強度によって臨時に取引開始時刻が遅れたり、休場になる措置がとられる場合がございます。台風等によって市場の開始時刻が遅れる場合、ご注文は当社の取引システ

ム内に保留され、取引開始と同時に取引所に発注されます。

しかし休場となった場合には、それまでに既に当社にて受け付けした注文はすべて失効となります。

臨時に取引開始時刻が遅れる場合は、前述(6)注文受付時間、約定日・受渡日の記載とは異なり、取引開始まで取消・訂正注文が受け付けできない場合があります。

(11)移管・入出庫

当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管が可能です。ただし、本券の入出庫はおこなっておりません。

当社への中国株の移管をご希望される場合は、以下の手続きを行なってください。

- ① コールセンターにご連絡いただき、「外国証券 証券会社間移管申込書」をご請求ください。
- ② 当社より郵送された「外国証券 証券会社間移管申込書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。
- ③ 当社に同申込書が届き次第、当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。

※ お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行なっておりません。

※ 売買単元未満の株式の入庫はできません。各銘柄の売買単元は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※ 当社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかかりの日数を要する場合がございます。

※ 取扱銘柄の上場廃止・破産等が現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせていただく場合がございます。

※ 上記コールセンターでのお手続きの他に、WEB サイトから、「外国証券 証券会社間移管申込書」の PDF ファイルをセルフ印刷のうえ、お手続きいただくことも可能です。

(12)税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートをを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートをを用いて計算を行うことができます。

※当社では特定口座の対象となりません。

(b) 配当に関わる税金

中国株式の配当に対しては現地での課税は銘柄によって異なります。国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートをを用います。

V 韓国株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

外貨決済・円貨決済のどちらも、買付余力の範囲内での注文が可能です。

「外貨決済」による買い注文は、韓国ウォンの買付余力の範囲においてご注文いただけます。事前に当社にて別途為替取引を行なっていただき、韓国株式取引に必要な預り金(韓国ウォン)をご用意ください。

「円貨決済」による買い注文は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※ 韓国ウォンでの入出金は、お取り扱いできません。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

1. ログイン後、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】ボタンをご選択ください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。(こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。)
 2. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の「注文入力」画面へと進み、【韓国】をご選択ください。
 3. 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合には韓国ウォンの買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。
- ※ 韓国ウォンの残高(預り金)には金利がつきません。
- ※ 一般に為替差益は個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、韓国取引所(KRX)に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「韓国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格(※1)	指値のみ
有効期限	当日中のみ
取引単位(※2※3)	KOSPI 市場: 基準価格(※4)が、 5万ウォン以上の銘柄:1株以上、1株単位 5万ウォン未満の銘柄 10株以上、10株単位 KOSDAQ 市場: 1株以上、1株単位 1注文の上限数量:KOSPI、KOSDAQ 市場共に 1,000株
呼値	株価によって異なります。 当社ウェブサイトをご覧ください
値幅	基準価格(※4)の15% 呼値に応じて切捨て
決済方法	韓国ウォンによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」 ※前金制
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日午前 10:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※1 当社では成行注文を受け付けておりません。

※2 韓国株は非居住者持株比率に上限があるため、上限を超えることとなる買付注文は、取引所にて受け付けられず失効されます。

※3 上記のとおりKOSPI市場では価格帯によって売買単位が定められております。保有株式の株価の下落により単元未満株式となった場合、韓国証券取引所での売却ができなくなります。売却の際

はコールセンターへお申し出ください。なお、単元未満株の売却価格は原則として当日の終値となります。

※4 基準価格とは前営業日の終値(クロージングプライス)となります。

モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

(4)手数料

韓国株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。なお、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料を適用させていただくことがございます。

(5)取引時間等

韓国の証券取引所(韓国店頭株式市場(KOSDAQ)含む。以下同じ。)の取引時間は9:00～15:00となっております。(前場後場の区別はありません)

通常の立会い時間とは別に7:30～8:30で前日終値取引、15:10～16:00で時間外取引がありますが、当社では取り扱いをいたしません。

(6)注文受付時間・約定日・受渡日

韓国の証券取引所取引時間中(9:00～15:00)に、リアルタイムでのお取引が可能です。ご注文の受け付けは一部の時間を除き受け付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。なお、韓国とは時差はありません。

当社の国内約定日は、お客様のご注文が約定した韓国営業日の翌国内営業日とします。

また、受渡日は国内約定日から起算して3営業日目を受渡日といたします。

※ 年末年始、ゴールデンウィーク、旧正月の近辺など現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合には、韓国営業日に該当していても韓国株の取り扱いを行わないことがございます。その際は当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※ 当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます。

(7)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、韓国の有価証券市場における売買単元未満の株式は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関わらず、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(8)KDRについて

- (a) 当社ではKDRからの現物株への交換、現物株への引出しはできません。
- (b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当のKDRに対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(9)上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。またこの場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (b) 当社におきましては取扱銘柄の上場廃止、破産等が現地で発表された場合、状況により移管について制限を設けさせていただくことがございます。

(10)移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間の移管は行なっておりません。

(11)税金

(a) 売買に関する税金

- ①当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートをを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートをを用いて計算を行うことができます。

※当社では特定口座の対象となりません。

- ②韓国株式は売却時に売却約定金額に対して、取引税及び農漁村特別税等がかかります。当該税金は約定代金から控除されます。各税率については当社ウェブサイトの「外国株式」>「韓国」にてご確認ください。

(b) 配当に関わる税金

韓国株式の配当に対する現地での課税は租税条約により原則 15%と定められております。なお、KDRやETF等の銘柄では異なる現地源泉税率が適用される場合がございます。海外で税金が差引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートをを用います。

VI ロシア株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

外貨決済・円貨決済のどちらも、買付余力の範囲内での注文が可能です。

「外貨決済」による買い注文は、ロシアルーブルの買付余力の範囲においてご注文いただけます。事前に当社にて別途為替取引を行なっていただき、ロシア株式取引に必要な預り金(ロシアルーブル)をご用意ください。

「円貨決済」による買い注文は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※ ロシアルーブルでの入出金は、お取り扱いできません。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

1. ログイン後、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】ボタンを押してください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。(こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。)
2. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の注文入力画面へ進み、【ロシア】をご選択ください。
3. 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合には、ロシアルーブルの買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。電話でのご注文の場合は、口座開設完了通知に記載されております「ご注文専用ダイヤル」よりご注文ください。

※ ロシアルーブルの残高(預り金)には金利がつきません。

※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、モスクワ取引所(MICEX-RTS)に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「ロシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネット、またはお客様からの電話による現物取引
価格	指値のみ
有効期限	当日注文のみ
取引単位	各銘柄に定められた売買単位 売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1 注文の上限数量: 10,000 単元
呼値	各銘柄に定められた呼値の単位 呼値は当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	ロシアルーブルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」 ※前金制
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日午前 10:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

当社ロシア株式取引では原則成行注文は受け付けておりません。ただし、売買単位の変更により生じた端株の売却のみ成行注文にてお取り扱いいたします。

※モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

(4)手数料

ロシア株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。なお、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料を適用させ

ていただくことがございます。

(5)注文受付時間・約定日・受渡日

インターネットによる注文受付時間は、月曜日～金曜日の場合、02:45-13:00(日本時間)です。

土日の場合は、一部の時間を除き、翌営業日の予約注文を受け付けております。

注文受け付けを停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

ご注文専用ダイヤルによる注文受付時間は、当社営業日の 11:00-13:00(日本時間)です。

上記時間にて受注した注文を現地取引所へ、順次発注いたします。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したロシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して4営業日目を受渡日とします。

※ 年末年始、ゴールデンウィーク近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、ロシア営業日に該当していてもロシア株の取り扱いを行わないことがございます。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※ ロシア市場では祝日の振り替えで土日に取引が行われることがありますが、当社は土日のロシア市場への発注は行わず、翌ロシア市場営業日に発注いたします。

※ 当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます。

(6)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 新株引受権、または新株予約権が付与された場合、ロシアでは売却市場がないため売却できません。そのため原則として権利はすべて失効します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、ロシアの有価証券市場における売買単元未満の株式は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(7)上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。また、この場合、株券をお客様にお返すことはできません。
- (b) モスクワ取引所(MICEX-RTS)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただくことがあります。

(8)移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間の移管は行なっておりません。

(9)税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。また、外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートをを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートをを用いて計算を行うことができます。

※当社では特定口座の対象となりません。

(b) 配当に関わる税金

ロシア株式の配当に対する現地での課税は租税条約により 15%と定められております。

海外で税金が差引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートをを用います。

(10)取引のご注意

ロシア株式取引においては、個別の取引及び結果報告について誤りがあったと取引所等が判断若しくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。また約定自体が取り消されることがあります。

また、一旦「不出来(失効)」の報告を取引所等より受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされること、またはそれ以外の調整・修正が行われることもございます。

Ⅶ ベトナム株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

1. 「為替取引」画面にて、為替取引を行なってベトナム株式取引に必要な預り金（ベトナムドン）をご用意ください。
 ※ ベトナムドンでの入出金は、お取り扱いできません。
 ※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。
2. ログイン後、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】ボタンを押してください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。（こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。）
3. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の注文入力画面へ進み、【ベトナム】をご選択ください。
4. 注文入力画面では、ベトナムドンの買付余力の範囲において、ベトナム株式をご注文いただけます。電話でのご注文の場合は、口座開設完了通知に記載されております「ご注文専用ダイヤル」よりご注文ください。

※ ベトナムドンの残高(預り金)には金利がつきません。

※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、原則、ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「ベトナム株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネット、またはお客様からの電話による現物取引
価格	指値のみ
有効期限	当日注文のみ
取引単位	ホーチミン証券取引所(HOSE):10株単位 ハノイ証券取引所(HNX):100株単位 売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1注文の上限数量: ホーチミン証券取引所 19,990株 ハノイ証券取引所 19,900株
呼値	ハノイ証券取引所(HNX)銘柄 100ドン刻み ホーチミン証券取引所(HOSE)銘柄 5万ドン未満 100ドン刻み 5万ドン以上 10万ドン未満 500ドン刻み 10万ドン以上 1,000ドン刻み 各銘柄の呼値は当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	ベトナムドンによる「外貨決済」のみ ※前金制
制限値幅	ホーチミン証券取引所(HOSE):前営業日終値±7% ハノイ証券取引所(HNX):前営業日取引平均価格±10%

※ 当社ベトナム株式取引では原則成行注文は受け付けておりません。ただし、市場変更等による売買単位の変更にて端株となる場合は、売却のみ成行注文にてお取り扱いいたします。

※モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

※ベトナム株は非居住者持株比率に上限があるため、上限を超えることとなる買付注文は、取引所

にて受け付けられず失効されます。

(4)手数料

ベトナム株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。なお、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料を適用させていただきますことがございます。

(5)注文受付時間・約定日・受渡日

インターネットによる注文受付時間は、月曜日～金曜日の場合、00:00-10:00(当日注文)、17:00-24:00(翌日注文・金曜日は翌立会日注文)です。(いずれも日本時間)

土曜日・日曜日は一部の時間を除き、翌立会日に発注する予約注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

ご注文専用ダイヤルによる注文受付時間は、当社営業日の 8:30-10:00(当日注文)、17:00-17:45(翌日注文・金曜日は翌立会日注文)です。(いずれも日本時間)

ベトナム株式の買付注文発注日は月曜日・水曜日・金曜日、売却注文発注日は火曜日・木曜日とし、日計りによる取引をいただくことはできません(注文受付日につきましては、下記の表をご確認ください)

注文受付時間 (日本時間)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 日曜日
0:00-10:00	買付注文受付 (当日注文)	売却注文受付 (当日注文)	買付注文受付 (当日注文)	売却注文受付 (当日注文)	買付注文受付 (当日注文)	翌立会日 注文受付 (注1)
17:00-24:00	売却注文受付 (翌日注文)	買付注文受付 (翌日注文)	売却注文受付 (翌日注文)	買付注文受付 (翌日注文)	翌立会日注文 受付(注1)	

(注1) 金曜日 17:00 以降、及び土曜日・日曜日の注文受付につきましては、翌立会日(翌ベトナム市場営業日)に発注する予約注文を受け付けます。翌立会日(翌ベトナム市場営業日)が月曜日・水曜日・金曜日である場合には買付注文のみ受け付け、火曜日・木曜日である場合には売却注文のみ受け付けます。
※ベトナム市場が休場日である場合には、翌立会日(翌ベトナム市場営業日)に発注する予約注文を受け付けます。

※祝日により当社が非営業日の場合においてもベトナム市場が営業日である場合には、受け付けたご注文を当該市場へ発注いたします。

※年末年始、ゴールデンウィーク周辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、ベトナム営業日に該当していてもベトナム株の取り扱いを行わないことがございます。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます

上記時間にて受注した注文を現地取引所へ、順次発注いたします。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したベトナム営業日と同日(当社が非営業日である場合は翌営業日)となります。また、受渡日は、国内約定日から起算して5 営業日目を受渡日とします。お買付いただいた株式は、受渡日まで売却することができません。

(6)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 新株引受権、または新株予約権が付与された場合、ベトナムでは売却市場がないため売却できません。そのため原則として権利はすべて失効します。
- (c) 株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、ベトナムの有価証券市場における売買単元未満の株式

- は、原則としてすべて売却処分のおうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 株式配当、または前(c)の規定により割当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分のおうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
 - (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のおうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
 - (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(7) 上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (b) ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただくことがあります。

(8) 移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間の移管は行なっておりません。

(9) 税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。また、外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。なお、ベトナム株式はキャピタルゲイン課税として、損益に関わらず、売却代金の0.1%が控除されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場のTTS為替レートを、ご売却時は同TTB為替レートをを用いて計算を行います。

※当社では特定口座の対象となりません。

(b) 配当に関わる税金

ベトナム株式の配当に対する現地での課税はありませんが、日本国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場のTTB為替レートをを用います。

(10) 取引のご注意

ベトナム株式取引においては、個別の取引及び結果報告について誤りがあつたと取引所等が判断若しくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。また約定自体が取り消されることがあります。

Ⅷ インドネシア株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

1. 「為替取引」画面にて、為替取引を行なってインドネシア株式取引に必要な預り金（インドネシアルピア）をご用意ください。
 - ※ インドネシアルピアでの入出金は、お取り扱いできません。
 - ※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。
2. ログイン後、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】ボタンを押してください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。（こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。）
3. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の注文入力画面へ進み、【インドネシア】をご選択ください。
4. 注文入力画面では、インドネシアルピアの買付余力の範囲において、インドネシア株式をご注文いただけます。

※ インドネシアルピアの残高(預り金)には金利がつきません。

※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、原則、インドネシア証券取引所 (IDX) に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「インドネシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日注文のみ
取引単位	500株以上 500株単位 1注文の上限数量: 5,000,000株
呼値	株価によって異なります 当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	インドネシアルピアによる「外貨決済」のみ ※前金制

※ 当社インドネシア株式取引では原則成行注文は受け付けておりません。

※ モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

(4)手数料

インドネシア株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。なお、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料を適用させていただく場合がございます。

(5)取引ルール

インドネシア証券取引所においては、直近値から一定範囲を超える価格の注文は受け付けられないルールがあります。（詳しくは当社のウェブサイトにてご確認ください。）

上記価格範囲を越えた注文は、インドネシア証券取引所にて受け付けられず失効します。発注後は「注文照会(取消・訂正)」画面を必ずご確認ください。（取引開始時間前のご注文は取引所立会開始時間以降にご確認ください。）

ただし、一旦取引所に受け付けられた注文は、その後、基準価格が変動して上記価格範囲から乖離しても当日中は有効となります。

(6)取引時間等

立会日	月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
立会時間	■月曜日～木曜日(祝祭日を除く) [プレオープニングセッション] 10:45～11:00(現地時間 8:45～9:00) [前場] 11:00～14:00(現地時間 9:00～12:00) [後場] 15:30～17:50(現地時間 13:30～15:50) ■金曜日(祝祭日を除く) [プレオープニングセッション] 10:45～11:00(現地時間 8:45～9:00) [前場] 11:00～13:30(現地時間 9:00～11:30) [後場] 16:00～17:50(現地時間 14:00～15:50)

※「プレオープニングセッション」とは、公平なザラ場寄付値を形成するための、日本の板寄せの機能を持つ値決めセッションのことです。

※プレオープニングセッション終了直前の5分間(日本時間 10:55～11:00 まで)は、取引所で新規注文および訂正注文の受け付けを行っておりません。新規注文および訂正注文は、取引所で受け付けられず、失効となりますのでご注意ください。

※プレオープニングセッションにてご発注可能な銘柄は、LQ45 指数の構成銘柄に限定されております。(LQ45 指数とは、インドネシア株式においてブルーチップ/優良株式銘柄とされる 45 銘柄の指数となります。)LQ45 指数の構成銘柄は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※LQ45 指数構成銘柄以外の銘柄をお取引される際は、前場開始後から後場が終了(日本時間 11:00～17:50)する間にご発注ください。それ以外の時間帯に発注されたご注文は、プレオープニングセッション中に取引所で受け付けられず、失効となりますのでご注意ください。

※後場終了後にプレクローズセッション等が実施されておりますが、当社では原則として取り扱いはいたしません。後場終了時点で約定しなかったご注文は、失効となります。

※日本とインドネシア証券取引所との時差は2時間です。

(7)注文受付時間・約定日・受渡日

インドネシアの証券取引所立会時間中は、リアルタイムでのお取引が可能です。ご注文の受け付けは一部の時間を除きご注文を受け付けております。

注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

立会時間外のご注文はすべて予約注文として受け付けられ、次の立会時間開始と同時に執行されます。昼休み時間中等に発注された注文に対する取引所からの受付結果通知は、取引開始と同時、または取引開始以降となりますので、注文の確認が遅れ、訂正注文が間に合わない、または取消が間に合わず約定するような事態が想定されます。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したインドネシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して4営業日目を受渡日とします。

※年末年始、ゴールデンウィーク、ラマダンの近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、インドネシア市場営業日に該当していてもインドネシア株式の取り扱いを行わない場合がございます。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます。

(8)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。

- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理いたします。ただし、インドネシアの有価証券市場における売買単元未満の株式は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(9) 上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (b) インドネシア証券取引所(IDX)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただいております。

(10) 臨時の売買停止について

インドネシア証券取引所では、株価変動が一定の基準以上になった場合に自動的に注文を拒否するシステム(Auto Rejection System)が導入されており、当該基準に接触した場合、注文が受け付けられず失効されます。また、異常な価格変動が観測される場合や、コーポレートアクションが発生した場合など、当該銘柄の売買を停止することがございます。

(11) 移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間の移管は行なっておりません。

(12) 税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。また、外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。なお、インドネシア株式は売却税として損益に関わらず、売却代金の0.1%が控除されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートを用いて計算を行います。

※当社では特定口座の対象となりません。

(b) 配当に関わる税金

インドネシア株式の配当に対する現地での課税は租税条約により15%と定められておりますが、当局の運用によっては適用されない場合があります。海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートを用います。

IX シンガポール株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

外貨決済・円貨決済のどちらも、買付余力の範囲内での注文が可能です。

「外貨決済」による買い注文は、シンガポールドルの買付余力の範囲においてご注文いただけます。

事前に当社にて別途為替取引を行なっていただき、シンガポール株式取引に必要な預り金(シンガポールドル)をご用意ください。

「円貨決済」による買い注文は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※ シンガポールドルでの入出金は、お取り扱いできません。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

1. ログイン後の、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】ボタンを押してください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。(こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。)
2. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の注文入力画面へと進み、【シンガポール】をご選択ください。
3. 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合にはシンガポールドルの買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円買付余力の範囲においてご注文いただけます。
※ シンガポールドルの残高(預り金)は金利がつきません。
※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、シンガポール証券取引所(SGX)に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「シンガポール株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 1,000 株以上 1,000 株単位 1注文の上限数量:500 単位
呼値	株価によって異なります 当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	シンガポールドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」 ※前金制
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日午前 9:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)
制限値幅	直近値±20 ティック

※ 当社シンガポール株式取引では原則成行注文は受け付けておりません。

※ モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

当社のシンガポール株式取引においては、訂正注文は受け付けておりません。指値価格や発注株数、決済通貨等の変更を行う際は、当該注文を取消後、改めて発注してください。

(4)手数料

シンガポール株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。なお、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料を適用させていただくことがございます。

(5)取引ルール

シンガポール証券取引所においては、直近値から一定範囲を超える価格の注文は受け付けられないルールがあります。

指値できる価格範囲は、通常取引セッション開始までは前営業日の終値(クロージングプライス)を基準値として、開始後はシンガポール証券取引所によってリアルタイムで更新される“直近値”を基準値として、上限は基準値から高いほうに 20 ティックまで、下限は基準値から低いほうに 20 ティックまでとなります。

※ティックとはマーケットにおける株価変動の最小単位のことです

上記価格範囲を越えた注文は、シンガポール証券取引所にて受け付けられず失効します。発注後は「注文照会(取消)」画面を必ずご確認ください。(取引開始時間前のご注文は取引所立会開始時間以降にご確認ください。)

ただし、一旦取引所に受け付けられた注文は、その後、基準価格が変動して上記価格範囲から乖離しても当日中は有効となります。

(6)取引時間等

[立会日] 月曜日～金曜日(祝日を除く)

プレオープニングセッション	9:30～10:00 (現地時間 8:30～9:00)
通常取引セッション	10:00～18:00 (現地時間 9:00～17:00)

※「プレオープニングセッション」とは、通常取引セッション開始30分前から始まる公平なザラ場寄付値を形成するための、日本の板寄せの機能を持つ値決めセッションのことです。

※プレオープニングセッション終了直前の1～2分間(日本時間 9:58～9:59 のランダムな時間から 10:00 まで)は、ノンキャンセルセッションとなる為、取引所でご注文の受け付けは行っておりません。ノンキャンセルセッション中に新規で発注されたご注文は、取引所で受け付けられず、失効となりますのでご注意ください。

※通常取引セッションには、前場後場の区別はありません。

※通常取引セッション終了後に、クロージングルーティーン 18:00～18:06 (現地時間 17:00～17:06) が実施されておりますが、当社では原則として取り扱いいたしません。

※日本とシンガポールの時差は1時間です。

(7)注文受付時間・約定日・受渡日

シンガポール市場取引時間中は、リアルタイムでお取引が可能です。ご注文の受け付けは一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文はすべて予約注文として受け付けられ、次のセッション開始と同時に執行されます。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したシンガポール営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して4営業日目を受渡日とします。

※年末年始、ゴールデンウィーク、ラマダンの近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、シンガポール営業日に該当していてもシンガポール株の取り扱いを行わない場合がございます。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます。

(8)コーポレートアクションについて

- 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただきます、その残額をお支払いいたします。
- 外国証券に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のおうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理いたします。ただし、シンガポールの有価証券市場における売買単元未満の株式は、原則としてすべて売却処分のおうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。

- (d) 前(c)の規定により割当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(9) 上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。また、この場合、株券をお客様にお返しいたすことはできません。
- (b) シンガポール取引所(SGX)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただくことがございます。

(10) 移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間の移管は行なっておりません。

(11) 税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートを用いて計算を行うことができます。

※当社では特定口座の対象となりません。

(b) 配当に関わる税金

シンガポール株式の配当に対するシンガポールでの課税はありませんが、上場投信や外国企業の配当金では課税される場合があります。配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートを用います。

X タイ株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

外貨決済・円貨決済のどちらも、買付余力の範囲内での注文が可能です。

「外貨決済」による買い注文は、タイパーツの買付余力の範囲においてご注文いただけます。

事前に当社にて別途為替取引を行なっていただき、タイ株式取引に必要な預り金(タイパーツ)をご用意ください。

「円貨決済」による買い注文は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※ タイパーツでの入出金(振込)は、お取り扱いできません。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

1. ログイン後の、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】ボタンをご選択ください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。(こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。)
2. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の注文入力画面へと進み、【タイ】をご選択ください。
3. 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合にはタイパーツの買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円買付余力の範囲においてご注文いただけます。
※ タイパーツの残高(預り金)は金利が付きません。
※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、タイ証券取引所(SET)に上場する銘柄のうち、当社の選択した銘柄となります。

タイの株式の種類には、ローカル株(L株)、フォーリン株(F株)、NVDR(議決権なし預託証券)の3種類がありますが、当社では、NVDR(議決権なし預託証券)をお取引いただけます。

当社ウェブサイト「タイ株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 100 株以上 100 株単位 1注文の上限数量:20,000 単位
呼値	株価によって異なります 当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	タイパーツによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」 ※前金制
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日午前 11:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)
制限値幅	前営業日終値±30%

※ 当社タイ株式取引では原則成行注文は受け付けておりません。

※ モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

※ 当社のタイ株式取引においては、訂正注文は受け付けておりません。発注株数や指値価格、決済方法等の変更を行う際は、当該注文を取消後、改めて発注してください。

(4)手数料

タイ株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。なお、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料を適用させて

いただくことがございます。

(5)取引時間等

[立会日] 月曜日～金曜日(祝日を除く)

プレオープニングセッション 1	11:30～12:00(現地時間 9:30～10:00)
前 場	12:00～14:30(現地時間 10:00～12:30)
プレオープニングセッション 2	16:00～16:30(現地時間 14:00～14:30)
後 場	16:30～18:30(現地時間 14:30～16:30)

※プレオープニングセッション 1 は、11:55～12:00(現地時間 9:55～10:00)のランダムな時間で終了すると同時に前場が開始されます。同様に、プレオープニングセッション 2 につきましても、16:25～16:30(現地時間 14:25～14:30)のランダムな時間で終了すると同時に後場が開始されます。

※後場終了後に、プレクロージングセッション等が実施されておりますが、当社では原則として取り扱いはいたしません。

※日本とタイとの時差は 2 時間です。

(6)注文受付時間・約定日・受渡日

タイ市場取引時間中は、リアルタイムでお取引が可能です。ご注文の受け付けは一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文はすべて予約注文として受け付けられ、次のセッション開始と同時に執行されません。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したタイ営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 4 営業日目を受渡日とします。

※年末年始、ゴールデンウィーク、ラマダンの近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、タイ営業日に該当していてもタイ株の取り扱いを行わないことがございます。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます。

(7)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただきます、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理いたします。ただし、タイの有価証券市場における売買単元未満の株式は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(8)上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (b) タイ証券取引所(SET)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただくことがございます。

(9)移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間の移管は行なっておりません。

(10)税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートを用いて計算を行うことができます。

※当社では特定口座の対象となりません。

(b) 配当に関わる税金

タイ株式の配当に対するタイでの課税はタイ国内法により 10%に定められています。海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートを用います。

XI マレーシア株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

外貨決済・円貨決済のどちらも、買付余力の範囲内での注文が可能です。

「外貨決済」による買い注文は、マレーシアリングットの買付余力の範囲においてご注文いただけます。

事前に当社にて別途為替取引を行なっていただき、マレーシア株式取引に必要な預り金(マレーシアリングット)をご用意ください。

「円貨決済」による買い注文は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※ マレーシアリングットでの入出金(振込)は、お取り扱いできません。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

1. ログイン後の、当社ウェブサイト右側の【外国株式-取引】ボタンをご選択ください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。(こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。)
2. 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブをご選択いただき、外国株式の注文入力画面へと進み、【マレーシア】をご選択ください。
3. 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合にはマレーシアリングットの買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円買付余力の範囲においてご注文いただけます。
※ マレーシアリングットの残高(預り金)は金利がつきません。
※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、マレーシア証券取引所(BM)に上場する銘柄のうち、当社の選択した銘柄となります。

当社ウェブサイト「マレーシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 100 株以上 100 株単位 1注文の上限数量:5,000 単位
呼値	株価によって異なります 当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	マレーシアリングットによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」 ※前金制
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日午前 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)
制限値幅	前営業日終値±30%

※ 当社マレーシア株式取引では原則成行注文は受け付けておりません。

※ モバイル端末等による注文(モバイルトレード)は受け付けておりません。

(4)手数料

マレーシア株式の取扱手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」及び当社ウェブサイトにてご案内しております。なお、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料を適用させていただく場合がございます。

(5)取引時間等

[立会日] 月曜日～金曜日(祝日を除く)

プレオープニングセッション 1	9:30～10:00(現地時間 8:30～9:00)
前 場	10:00～13:30(現地時間 9:00～12:30)
プレオープニングセッション 2	15:00～15:30(現地時間 14:00～14:30)
後 場	15:30～17:45(現地時間 14:30～16:45)

※後場終了後に、プレクローズイングセッション等が実施されておりますが、当社では原則として取り扱いはいたしません。

※日本とマレーシアとの時差は1時間です。

(6)注文受付時間・約定日・受渡日

マレーシア市場取引時間中は、リアルタイムでお取引が可能です。ご注文の受け付けは一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文はすべて予約注文として受け付けられ、次のセッション開始と同時に執行されます。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したマレーシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して4営業日目を受渡日とします。

※年末年始、ゴールデンウィーク、ラマダンの近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、マレーシア営業日に該当していてもマレーシア株の取り扱いを行わない場合がございます。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もございます。

(7)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただきます、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理いたします。ただし、マレーシアの有価証券市場における売買単元未満の株式は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(8)上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取り扱いを停止することがございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (b) マレーシア証券取引所(BM)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただく場合がございます。

(9)移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間の移管は行なっておりません。

(10)税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートを用いて計算を行うことができます。

※当社では特定口座の対象となりません。

(b) 配当に関わる税金

マレーシア株式の配当に対するマレーシアでの課税は 25%となっていますが、一部銘柄では異なる場合があります。

海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートを用います。

(平成 25 年 12 月)